

現場代理人の常駐・技術者の専任を要しない期間について

建設工事における現場代理人の常駐を要しない期間

次のいずれかに該当する期間で発注者と受注者の間で設計図書又は打合せ記録等の書面により明確になっている場合は、工事現場への常駐は要しないものとします。ただし、携帯電話等により常時監督員と連絡が取れる体制が整っている場合とします。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで間等
- (2) 工事を全面的に一時中止している期間
(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等
- (3) 工場制作のみが行われている期間
(例) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作期間
- (4) 災害復旧工事等発注者が特に認める期間
- (5) 工事完成（完成届提出）後、検査が終了するまでの期間
常駐の必要はありませんが検査及び引渡が行われていないことから受注者としての善管注意義務は残っており、事務手続や発注者との連絡などに支障を来さないよう留意が必要です。
- (6) 第1号から第5号までに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

監理技術者又は主任技術者の専任を要しない期間

次のいずれかに該当する期間で発注者と受注者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合は、工事現場への専任は要しないものとします。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで間等
- (2) 工事を全面的に一時中止している期間
(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等
- (3) 工場制作のみが行われている期間
(例) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作期間
- (4) 災害復旧工事等発注者が特に認める期間
- (5) 第1号から第4号までに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
監理技術者又は主任技術者は、検査が終了するまでが専任期間です。